

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター
運転管理委託業務

入 札 説 明 書

令和6年度～令和10年度

高知県公園下水道課

目次

第 1	業務及び入札の概要	1
第 2	入札参加資格	3
第 3	入札参加の方法等	4
第 4	入札保証金	6
第 5	最低制限価格	6
第 6	低入札価格調査	6
第 7	契約の保証	6
第 8	総合評価に関する事項	7
第 9	施設見学会	9
第 10	その他の留意事項	10

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務入札説明書

第1 業務及び入札の概要

- 1 業務名 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務
- 2 業務番号 浦流管（債）第1号
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約を締結した日から令和6年3月31日までの間、現在委託業務を請け負っている事業者からの技術指導を受け、支障を来すことのないよう業務を引き継ぐことを義務づける。

4 業務内容

高知県土木部公園下水道課ホームページに掲載の「設計書」「図面」「業務要求水準書」「共通仕様書」、「特記仕様書」（以下「設計図書」という。）に詳細を示した次の業務。

高知県土木部公園下水道課ホームページのアドレスは、次のとおり。

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>)

- (1) 対象施設の運転操作、監視に関する業務
- (2) 対象施設の保守点検に関する業務
- (3) 環境計測に関する業務
- (4) 環境対策に関する業務
- (5) 施設管理に関する業務
- (6) 小修繕（250万円未満（税込）の修繕をいう。）に関する業務
- (7) 物品等の調達・管理に関する業務
- (8) 光熱水費の契約及び支払業務
- (9) 委託者が実施する産業廃棄物収集運搬補助に関する業務
- (10) 産業廃棄物処理に関する業務
- (11) その他の業務

閲覧資料は、8の申請期間中に5の現地で閲覧ができる。

閲覧希望者は、あらかじめ第3の1(3)の高知県土木部公園下水道課下水道担当に電話により申し出ること。

閲覧資料の閲覧は、この入札への参加を義務づけるものではない。

5 履行場所

高知県高知市高須 高知県浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター

6 対象施設の概要

設計図書に示す。

- 7 予定価格（消費税相当額抜きの額） 事後公表とする
- 8 申請期間 公告の日から令和6年1月12日（金）午後5時まで
- 9 入札及び開札

(1) 入札書提出期限

令和6年2月1日（木） 午後5時

(2) 入札書開札日時及び場所

令和6年2月15日（木） 午前10時
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁 7階会議室

- 10 この入札の参加者は、入札参加を認められた単独申請者又はこの委託業務を一体となって遂行するために自主結成された特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)の代表構成員とする。
- 11 この入札の参加者は、資格審査の申請の方法等について定めた告示(令和2年10月高知県告示第810号)により入札参加資格が認められた者に限る。
- 12 この入札には、建設工事競争入札心得(平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知)の規定を準用する。ただし、予定価格を上回る入札書記載金額の入札は、建設工事競争入札心得第10条第1項第6号の規定にかかわらず失格とはせず、第9条第6号の規定により無効とする。
- 13 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者がいない場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格が受理された者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 14 この入札は、入札前に委託業務に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式により落札決定を行う。
- 15 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 16 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 17 契約締結までの間に単独申請者又は共同企業体の構成員のいずれかが次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)による措置を受けたとき
 - (2) 高知県物品購入等関係指名停止要領の対象となる事案に該当したとき
 - (3) 第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき
- 18 落札者は、契約の締結の前に、この入札の参加申請で提出した配置予定技術者について、別に定める届出書により届け出なければならない。

別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 19 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 20 11の入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること。

高知県知事が定める申請書(令和3年度～令和5年度競争入札参加資格審査申請書)は、高知県会計管理局総務事務センターのホームページに掲載。
高知県会計管理局総務事務センターホームページのアドレスは、次のとおり。
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>)

ただし、令和6年1月12日(金)までに申請を行わなかったときは、この委託業務の入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときは、必ず、この入札公告の日、入札の件名及び入札の

日時を申請書の欄外に朱書するとともに、その旨を申し出ること。

(高知県知事が定める申請書の提出先)

〒780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

T E L 088-823-9788

第2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次の要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 2 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
 - (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 3 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 共同企業体での申請の場合には、構成員は2又は3者とし、次の要件を満たすこと。
 - (1) 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は当該共同企業体の出資総額の30%以上、構成員が3者の場合は当該共同企業体の出資総額の20%以上であること。
 - (2) 共同企業体の代表構成員の出資比率は、その他の構成員の出資比率よりも大きいこと。
 - (3) この業務を共同連帯により請け負うことを構成員相互が協定し、申請書様式に定めた様式に準じて作成した協定書を提出すること。
 - (4) 各構成員は、この入札において他の単独申請者又は他の共同企業体の構成員となっていないこと。
 - (5) 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。
- 6 この入札に単独で申請する者は、次の要件を満たす者であること。
 - (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。
 - (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。
 - (3) 次に掲げる資格と同等以上の資格を有する者をそれぞれ1名以上配置することができること。
 - a 電気主任技術者
 - b 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - c 危険物取扱者（乙種第4類、甲種）
 - d クレーンの運転（5t未満）の業務特別教育修了者もしくはクレーン運転士の免許

を有する者

e 玉掛け技能講習修了者

(4) 消化槽を有し、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表に示す方法の処理場において、平成19年度以降に1年以上継続して、日本国内の地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている公的団体から終末処理場の運転管理業務の受注実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

7 この入札に共同企業体で申請する者は、次の要件を満たす者であること。

(1) 代表構成員の要件

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

イ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。

ウ 次に掲げる資格を有する者を、共同企業体でそれぞれ1名以上配置することができること。

a 電気主任技術者

b 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

c 危険物取扱者（乙種第4類、甲種）

d クレーンの運転（5t未満）の業務特別教育修了者もしくはクレーン運転士の免許を有する者

e 玉掛け技能講習修了者

エ 消化槽を有し、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表に示す方法の処理場において、平成19年度以降に1年以上継続して、日本国内の地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている公的団体から終末処理場の運転管理業務の受注実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

(2) その他の構成員の要件

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

イ 次に掲げる資格を有する者を、共同企業体でそれぞれ1名以上配置することができること。

a 電気主任技術者

b 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

c 危険物取扱者（乙種第4類、甲種）

d クレーンの運転（5t未満）の業務特別教育修了者もしくはクレーン運転士の免許を有する者

e 玉掛け技能講習修了者

第3 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、申請期限までに一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、入札に参加することができる。

共同企業体での申請は、別に定める委任状を添付して、代表構成員が行わなければならない。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

公告の日から令和6年1月12日(金)午後5時まで

(2) 配布方法

高知県土木部公園下水道課ホームページからのダウンロードによる。申請書等の記載要領は、高知県土木部公園下水道課ホームページに掲載してある。

(3) 提出場所

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課 下水道担当

電話番号088-823-9854

電子メールアドレス 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 提出の方法

持参又は郵送による。郵送の場合は書留とし、封筒の表面に「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務入札参加申請書在中」と記入して、「親展」と朱書きのうえ、提出期限までに高知県土木部公園下水道課下水道担当へ必着すること。

2 質疑応答

(1) 設計図書の内容について質問がある場合には、第3の1(3)の高知県土木部公園下水道課下水道担当に電子メールで送信すること。来訪又は電話での問い合わせには応じない。

(2) 質問の提出期限は、令和6年1月26日(金)午後5時とする。

(3) 質問をメール送信した際には、必ず電話でその旨報告すること。

(4) 質問ができる者は、この入札の参加資格確認のための申請を行った者に限る。

(5) 回答は、令和6年1月31日(水)までに電子メールで行う。入札参加資格の確認通知前には申請者全員に行い、入札参加資格の確認後は、入札参加資格有りとは認められた者に対して行う。

(6) 設計図書以外の、申請書の作成要領等についての問い合わせは、電話又は電子メールで高知県土木部公園下水道課下水道担当に行うこと。この場合の回答は、質問者に対してのみ行う。

3 入札参加資格の確認

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は、令和6年1月26日(金)までに申請者に対して通知する。

4 入札方法等

(1) 次のとおり郵便、又は持参による入札に限る。第1の9(1)の入札書提出期限までに入札書の提出のなかった者は、入札を辞退したものとみなす。

ア 入札書は、業務名、業務番号、開札日時及び入札参加者名(共同企業体の場合には、共同企業体名及び代表構成員名称)を記載した封筒に入れ、これを封かんする。

イ アの封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きして、書留により高知県土木部公園下水道課下水道担当に提出期限までに必着するよう郵送、又は持参する。ただし、第8の1(3)の技術提案書提出封筒に同封して提出する場合には、アの封筒を同封することで差し支えない。

ウ 開札に関しては、建設工事競争入札心得第5条第5項の規定による。

- (2) 共同企業体で申請した者は、代表構成員が入札しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札は、第1の9(2)の日時及び場所で行う。開札には、3の入札参加資格確認通知書を提示することにより、入札参加者の立会を認める（立会人数は、1者又は1共同企業体当たり3名以内とする。）。
- (5) 開札は、高知県土木部公園下水道課職員の立会、執行とする。開札に入札参加者の立会がない場合も、同様とする。また、押印を省略した入札書を提出した者については、開札時に本人確認を行う（立会がある場合は、顔写真付きの身分証明書にて行い、立会がない場合は、電話連絡にて行う。）。
- (6) 開札においては、入札書記載金額と第8で算定された評価点に基づき、落札者を決定する。
- (7) 落札者には落札決定通知を行うとともに、その他の入札参加者には入札結果を通知する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、開札までの間に次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を喪失したものと取り扱う。

- (1) この入札に単独で申請した者は、第2に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) この入札に共同企業体で申請した者は、共同企業体構成員のいずれかが、第2に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

6 無効の入札

建設工事競争入札心得第9条に該当した入札は、無効とする。

7 入札者の失格

建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。ただし、同条第1項第6号に該当する場合を除く。

第4 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条及び第10条の規定による。

第5 最低制限価格

設定しない。

第6 低入札価格調査

この入札には、低入札価格調査制度は適用せず、低入札に対する調査基準価格は設けない。入札参加者は、予定価格の範囲内で、この業務を請け負うことができる価格の入札を行うこと。

第7 契約の保証

落札者は、契約の締結に当たっては、この委託業務の遂行が困難となった場合に、落札者に代わって業務を請け負うことができる保証人を付さなければならない。保証人は、落札者が共同企業体であっても、単独事業者でなければならない。

第8 総合評価に関する事項

1 技術提案

- (1) 高知県土木部公園下水道課ホームページ掲載の浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に定める内容に関する技術提案を求める。
- (2) 技術提案書の提出部数は、正本1部、副本（審査用）10部、電子データ（PDF形式によりCD-ROMに保存したもの）一式とする。
- (3) 技術提案書は、次の方法により第1の9(1)の入札書提出時に併せて提出しなければならない。
 - ア 封筒に入れて封かんのうえ持参、又は書留により送付する。
 - イ 封筒表面には、「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務技術提案書在中」と記入し、「親展」と朱書きする。
- (4) 第1の9(1)の提出期限までに技術提案書の提出のない者は、失格とする。

2 評価の方法

- (1) 技術提案に対して、浦戸湾東部流域下水道運転管理業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）が落札者決定基準に基づき評価を行い、技術評価点を決定する。
- (2) 委員会の設置要綱は、高知県土木部公園下水道課ホームページに掲載してある。

3 技術提案に対するヒアリングの実施

- (1) 技術提案書の内容について、別途通知する日時及び場所で委員会のヒアリングを行う。
- (2) ヒアリングは、委員会が評価点を決定する際の参考とするためのものであること。
- (3) ヒアリングには、この業務を受託する際の実務担当者を含めて3名以内の者が参加すること。ヒアリングに応じない入札参加者は、失格とする。

4 総合評価値の算定

- (1) 次のとおり、価格評価値と技術評価値により、開札の場において評価値を決定する。

総合評価値＝価格評価値＋技術評価値

- (2) 価格評価値は、次により開札の場において算定する。

価格評価値＝入札参加者中最低の入札価格÷当該入札者の入札価格×50（小数点第二位四捨五入）

- (3) 技術評価値は、委員会の決定した技術評価点に基づき次のとおり算定する。

技術評価値＝当該入札者の技術評価点÷入札参加者中最高の技術評価点×50（小数点第二位四捨五入）

5 落札決定の方法

- (1) 総合評価値の最も高い者を、落札者とする。
- (2) 総合評価値の最も高い者の入札書記載の価格が予定価格を上回るときは、無効とする。
- (3) 総合評価値が最も高い者が2者以上あるときは、別途通知するくじの施行により落札者を決定する。

6 技術評価点算定のための評価項目

次の評価項目により、技術評価点を決定する。

詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

評価項目	詳細審査項目	評価の視点	配点
I.経営状況	経営状況	・ヒアリングや技術提案書、貸借対照表、損益計算書などの資料を基に、本委託業務を安定確実に行える経営状況を有しているか評価する。	5
II. 実施方針・体制の提案	①業務実施方針	・浦戸湾東部流域下水道施設の意義、維持管理の目的、重要性を正しく理解の上、効率的かつ安全な管理実現のための適切な実施方針が示されているか評価する。 ・示された実施方針について、実現性や具体性を有しているか評価する。	5
	②組織体制及び人員配置計画	・当該業務を安全確実に遂行する具体的な体制、人員配置、有資格者配置、勤務体制、人材育成計画、再委託先の指導監督体制等について評価する。 ・有資格者の配置について、入札参加条件に示される職歴や資格を満足しており、当該業務を履行する上で優位となる職歴を有しているか評価する。	6.5
	③安全衛生管理体制	・安全衛生管理に係る作業基準、計画及び組織体制について具体性を有しているか評価する。 ・見学者の安全管理対策や外部からの侵入防止対策について具体性を有しているか評価する。	3.5
III. 運転管理業務の提案	①運転操作・監視業務実施計画	・水処理、汚泥処理施設(消化施設を含む)各施設毎の運転・管理・操作に関し、業務要求水準を達成するための具体性や実現性を有した計画がなされているか評価する。 ・消化施設の確実な稼働による消化ガス発生量の維持・確保対策や発電事業者との調整について、具体的な計画がなされているか評価する。	21
	②環境計測業務実施計画	・水質測定、臭気測定・抑制対策について具体的な計測方法や対策が計画されているか評価する。 ・計測機器等の保守管理について計画されているか評価する。	6
	③物品等調達・管理業務実施計画	・業務実施上必要な主要なユーティリティ、物品等が把握されており、その調達・管理・使用計画及び廃棄について計画されているか評価する。	2
IV. 保守管理業務の提案	①保守点検業務実施計画	・機械設備、電気設備の保守・定期点検について具体的な計画であるか評価する。 ・機械、電気設備の故障時における緊急点検について、故障内容や対応策が想定されているか評価する。	7

	②施設管理業務実施計画	・機器の故障防止対策等長寿命化への取り組み、場内の美観維持のための積極的な取り組みが計画されているか評価する。 ・点検結果や修繕履歴の管理、蓄積に関する工夫や積極的に取り組む計画であるか評価する。	6
	③小修繕業務実施計画	・修繕の考え方や計画および体制について優れた提案を評価する。	5
V. 緊急時等への対応提案	緊急時等への対応	・異常時(大雨、地震、津波など)、緊急時(異常流入水など)の緊急事態におけるリスク想定及び対応方法等について優れた提案を評価する。	10
VI. コスト削減の対応提案	コスト削減の対策	・コスト削減への具体的かつ有益な取り組みが提案されているか評価する。	2.5
VII. 環境保全の提案	①環境対策	・一般的な環境保全項目(ISO14000sの取得等)が網羅されており、周辺住民への配慮等が提案されているか評価する。	4
	②環境保全	・省エネ、CO2削減を推進する為の効果的な方策について、現状の施設整備状況を考慮した具体的かつ有益な取組が提案されているか評価する。具体的には、水処理施設におけるエネルギー消費原単位(kWh/m ³)について、令和3年度・4年度の平均値である「0.56kWh/m ³ 」を最終年度で5%以上低減する内容及び各年度において「0.56kWh/m ³ 」を超過しない運転に関する内容を評価する。 ・周辺環境、地域社会への配慮(騒音等)が提案されているか評価する。	5.5
VIII. 地域貢献の提案	地域貢献	・労務の雇用、資材薬品の調達、再委託先等について県内企業の活用を提案されているか評価する。	11
合 計			100

第9 施設見学会

入札参加者に対する施設見学会を次のとおり実施するので、参加することができる。施設見学会当日は、施設に関する質問は認めるが、委員会又は落札決定基準に関する事等、この入札の執行に関するものは一切認めない。

ただし、施設見学会の参加がこの入札への参加を義務づけるものではないこと。

(1) 開催日

令和6年1月9日(火) 見学時間は別途通知する。

(2) 場所

高知県高知市高須 304 番地 高須浄化センター

(3) 人数制限

参加者は、一申請者当たり3名以内とする。

(4) 参加申請方法

令和6年1月5日(金)正午までに、高知県土木部公園下水道課下水道担当に電

話により参加の旨を申し出ること。

第10 その他の留意事項

- 1 この委託業務に関する契約書は、高知県土木部公園下水道課ホームページで閲覧できる。
- 2 この委託業務の入札説明書の交付は、高知県土木部公園下水道課ホームページからのダウンロードによる。
- 3 この入札及び契約の手続きにおいて使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- 4 この入札に参加するために必要な費用は、入札参加者の負担とする。
- 5 この入札に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部公園下水道課 下水道担当
電話番号088-823-9854

6 Summary

- (1) Eligibility conditions for procurement contracts: Comprehensive maintenance and management service at Takasu Sewage Disposal Center
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 12 January 2024
- (3) Date and time for tender: 5:00 P.M. on Thursday 1 February 2024
- (4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Parks and Sewerage Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9854
Email: 171801@ken.pref.kochi.lg.jp
- (5) Others: As in the tender documentation